九〇三一・一〇	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三一・四九	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三一・八〇	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三一・九〇	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三二・二〇	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三二・八一	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三二・八九	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三二・九〇	無税	無税	無税	無税	無税
九〇三三・〇〇	無税	無税	無税	無税	無税
九五〇四・一〇	無税	無税	無税	無税	無税
九五〇四・三〇	無税	無税	無税	無税	無税
九五〇四・九〇	無税	無税	無税	無税	無税

附属書Bに関する表

「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」（WT／L／第九百五十六号）附属書Bの全ての産品の関税については、この譲許表に明示的な定めがない限り、当該産品が統一システムのいずれの番号に分類されたとしても、千九百九十四年のガット第二条1(b)に規定するその他の全ての種類の租税及び課徴金と同様に、同宣言に定めるところにより譲許し、及び撤廃する。

品目番号	品名	二千七年に改正された統一システムの番号
一九二	マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇四項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの） この定義の適用上、次の用語は、それぞれ次のものをいう。 1　「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。 2　「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。 3 (a)　「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。 (b)　「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。 (c)　「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。 (d)　「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。	八四〇九・九一 八四一五・九〇 八四一八・九九 八四四三・九九 八四五〇・九〇 八四七三・一〇 八四七三・三〇 八四七三・四〇 八四七三・五〇 八五〇四・九〇 八五一六・九〇 八五一七・七〇 八五一八・九〇 八五二二・九〇 八五二九・一〇 八五二九・九〇 八五三〇・九〇 八五三一・九〇 八五三八・九〇 八五四三・九〇 八五四八・九〇 九〇二五・九〇 九〇二六・九〇 九〇二七・九〇 九〇三〇・九〇 九〇三一・九〇 九〇三二・八九 九〇三二・九〇 九〇三三・〇〇 九五〇四・一〇 九五〇四・三〇 九五〇四・九〇
一九三	発光ダイオード（LED）バックライトモジュール（一以上のLED及び一以上の接続子から成る光源で、印刷回路その他の類似の基板及び他の受動部品上に取り付けられており、かつ、液晶ディスプレイ（LCD）用のバックライト照明として使用されるものに限るものとし、光学部品又は保護ダイオードと組み合わされてあるかないかを問わない。）	八四七三・三〇 八四七九・九〇 八四八七・九〇 八五二二・九〇 八五二九・九〇 八五三一・九〇 八五四三・九〇 八五四八・九〇 九〇三三・〇〇
一九四	タッチセンサーデータ入力装置（いわゆるタッチスクリーン。表示機能を有せず、ディスプレイを有する装置に取り付けるもので、表示領域内の接触の有無及びその位置を検知することによって機能するものに限る。）。抵抗方式、静電容量方式、音響パルス認識方式、赤外線方式その他のタッチセンサー技術によって接触を感知することができる。	八四七三・三〇 八五一七・七〇 八五三一・九〇 八五三七・一〇 八五四三・九〇 九〇三三・〇〇
一九五	インキカートリッジ（第八四四三・三一号、第八四四三・三二号又は第八四四三・三九号の機器に挿入するためのもので、機械又は電気部品を組み込んだものに限るものとし、統合されたプリントヘッドがあるかないかを問わない。）、熱可塑性又は静電気誘引方式のトナーカートリッジ（第八四四三・三一号、第八四四三・三二号又は第八四四三・三九号の機器に挿入するためのものに限るものとし、可動部品があるかないかを問わない。）及び固形インキ（第八四四三・三一号、第八四四三・三二号又は第八四四三・三九号の機器に挿入するための形状のものに限る。）	三二一五・一一 三二一五・一九 八四四三・九九
一九六	印刷物（ソフトウェア（ゲームを含む。）、データ、インターネットのコンテンツ（ゲーム内又はアプリケーション内のコンテンツを含む。）若しくはサービス又は電気通信サービス（移動電気通信サービスを含む。）にアクセスし、インストールし、複製し又は他の方法によって利用する権利を認めるものに限る。）（注） 注　印刷物に係る関税の撤廃は、物品の貿易に関する権利及び義務にのみ影響を及ぼす。すなわち、その撤廃を行った参加国及び地域の関税以外の市場アクセスに影響を及ぼすものではない。ITAの拡大に係る合意は、インターネットのコンテンツを含め、ITAの参加国及び地域がそのような物品の内容について規制することを妨げるものではない。ITAの拡大に係る合意は、ITAの参加国及び地域のサービス貿易における市場アクセスの権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、また、ITAの参加国及び地域がそのサービス市場を規制することを妨げるものではない。	四九一一・九九
一九七	接着性を有する円形ポリッシングパッド（半導体ウエハーの製造に使用する種類のものに限る。）	三九一九・九〇 五九一一・九〇
一九八	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品（プラスチック製で、半導体ウエハー、マスク又はレチクルの運搬用又は包装用に特に製作し又は適合させたもので、第三九二三・一〇号又は第八四八六・九〇号のものに限る。）	三九二三・一〇 八四八六・九〇
一九九	真空ポンプ（専ら又は主として半導体又はフラットパネルディスプレイの製造に使用する種類のものに限る。）	八四一四・一〇
二〇〇	プラズマ洗浄機（電子顕微鏡検査試料及び試料ホルダーから有機汚染物質を除去するものに限る。）	八四五六・九〇 八四七九・八九 八五四三・七〇
二〇一	携帯型で対話式の教育用電子機器（主として児童用に設計されたものに限る。）	八四七一・三〇 八五四三・七〇

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三